

令和5年度第2回

板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

会 議 録

板橋区総務部区政情報課

令和5年度第2回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

- 1 開催年月日 令和6年3月12日(火)
- 2 開催場所 板橋区役所北館9階 大会議室B
- 3 審議会委員
- |     |     |        |
|-----|-----|--------|
| 会長  | 佐藤  | 信行     |
| 副会長 | 岩隈  | 道洋     |
| 委員  | 飯塚  | 亜矢子    |
|     | 河野  | 雅子     |
|     | 高野  | 淳美     |
|     | 浅野  | 衣理奈    |
|     | 内田  | けんいちろう |
|     | 実正  | やすゆき   |
|     | 小林  | おとみ    |
|     | おばた | 健太郎    |
|     | 尾科  | 善彦     |
| 中川  | 修一  |        |
- 4 事務局 総務部長  
区政情報課長  
IT推進課長
- 5 所管課 子ども家庭総合支援センター支援課長  
IT推進課長  
納税課長

午後2時 開会

○区政情報課長 皆さん、こんにちは。ちょっと部屋の時計が遅れておりましたので、ただいまから令和5年度第2回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会を始めさせていただきます。

配付資料は、次第に記載のとおりとなっております。資料につきましては、事前にご郵送させていただいておるものですが、資料の過不足等がございましたら、事務局にお申し出ください。

それでは、これからの会議の進行につきましては、佐藤会長にお願いしたいと存じます。よろしくをお願いします。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和5年度第2回情報公開及び個人情報保護審議会を開会いたします。

当審議会は、傍聴の申し出があればこれをお受けするというところをお諮りすることになっておりますけれども、本日は傍聴希望がなしということでございますので、お諮りをいたしません。そのまま個別報告に入っていきますと存じます。

本日の議題は、個人情報保護制度に基づく個別報告が1件、その他、特定個人情報保護評価についての諮問と事務局から報告事項が4件あります。効果的な議事進行に努めてまいりたいと存じますので、ご協力をお願い申し上げます。

なお、本日も関係の課長の皆さんに出席をいただいております。質問内容によりましては、関係課長からお答えいただくことになると思いますので、その点もよろしくご了解ください。

では、初めに、資料1の個別報告1、要保護児童等の情報共有に関するクラウドサービスの利用について、事務局から説明をお願いします。

○IT推進課長 はい、会長、IT推進課長です。

では、お手元の資料1の1ページをお開き願います。

本件は、子ども家庭総合支援センターにおきます要保護児童等の情報共有に関するクラウドサービスの活用についてご報告するものでございます。

1、個別報告の根拠は、記載のとおりでございます。

2、個別報告事項です。

(1) 以下のサービス利用環境に係る運用保守業務を外部委託いたします。

①をご覧ください。今回は、虐待等を受けている子供を初めとする要保護児童等の所属学校園での出欠（以下「出欠状況情報」といいます）と虐待種別・所属学校園での様子を記録する台帳（以下「進行管理情報」という）、この二つの作成及び閲覧を可能とするクラウドサービス（以下「情報共有ツール」としてございます）の運用資料を外部委託いたします。

②をご覧ください。区職員はL G W A N回線を用いて情報共有ツールに接続するため、そのための通信サービス（以下、「L G W A N通信サービス」としてございます）に係る運用保守業務を外部委託いたします。

③です。こちらに記載の要保護児童対策地域協議会では、要保護児童等の情報の交換や支援ツールの協議を行うために、関係機関によって構成された協議会でございます。

こちらの構成員（区内の私立小中学校、私立保育園、児童館、私立幼稚園、あいキッズ事業者）等が、インターネット回線により情報共有ツールへ接続する際に用いるアクセス制御サービスに係る運用保守業務を外部委託いたします。

②、③について補足説明をいたしますと、②に記載いたしましたL G W A N回線は、行政専用の回線でございます。③の構成員で、今回の情報共有ツールにアクセスする方には、③の括弧書きにございましたように、行政職員ではない方もいらっしゃいます。そちらにつきましては、L G W A N回線が利用できないため、インターネット回線で情報共有するように接続をいたします。

(2) をご覧ください。

(2) の電算処理ファイルの保有に関する報告事項です。

(1) ①の情報共有ツールを利用するに当たり、出欠状況情報及び進行管理情報を電算処理ファイルにして保有するため、その旨を記載してございます。

(3) をご覧ください。

(3) は、電子情報処理組織の使用に関する報告でございます。

区職員及び要対協の構成員は、(1) による電子情報処理組織を使用することを報告するものです。

3、個別報告の内容をご覧ください。

子ども家庭総合支援センターでは、要保護児童対策地域協議会と連携しまして、要保護

児童等への適切な支援を図るために必要な情報共有を行ってございます。

現在、そのような情報共有は電話や対面で行っており、情報の収集に時間を要することに加え、紙媒体での送付を行っており、情報共有にも時間を要しています。

このような課題がある部分にクラウドサービスを活用することで、情報収集及び共有の迅速性や利便性の向上、紙媒体の紛失による個人情報漏えいのリスクをなくすことができるため、クラウドサービスでの運用へと移行いたします。

については、前記2（1）から（3）についても本審議会へ個別報告するものでございます。

次ページにお進みください。

4、データの流れでございませう。

恐れ入ります。またページをおめぐりいただきまして、別紙の方をご覧ください。

別紙1－1及びこの後ご説明いたします別紙1－2の方で、右の方に①、②、③という表記がございませうけれども、こちらは先ほど2の個別報告事項（1）でご説明しました、①が情報共有ツール、②がL G W A N通信サービス、③がアクセス制御サービスに対応させております。

本取り組みで中核となりますのは、①の情報共有ツールです。

こちらに個人情報蓄積されまして、利用者はこちらの情報を参照するほか、更新した内容もこちらに記録、保管を行います。

では、別紙1－1、出欠状況情報のデータの流れをご説明いたします。

A－1、A－2はいわゆる情報のセットアップ作業でございませう。

子ども家庭総合支援センターの区職員は、基幹系ネットワークに配置された児相システムより、ケース番号、氏名、所属学校園を抽出いたします。

抽出したデータをU S Bメモリーに保存し、全庁L A Nネットワークへ移送をいたします。

A－2に記載しましたように、子ども家庭総合支援センターの職員は、L G W A N通信サービスを介して情報共有ツールに接続をし、ケース番号、所属学校園を格納いたします。

イメージとしましては、左下に記載の学校マスタ、生徒マスタを作成し、その下にある出欠情報台帳を情報共有ツールの中に作成するイメージとなります。

次に、B－1及びB－2です。

この部分は情報共有ツール利用に当たっての準備作業でございませう。

ということかと申しますと、この後、個人情報の項目や保護措置の箇所で触れますけれども、今回、情報共有ツールには、万が一に備えて、氏名は格納いたしません。

情報共有ツール内での個人特定はケース番号で行う想定でございますが、それだけだと、そのケース番号が誰を示すのか不明瞭となりますので、区職員に対しては、B-1に示したように、ケース番号、氏名を全庁LANの共有フォルダで知らせます。

外部、この資料では右下の私立学校等とありますけれども、については、全庁LAN共有フォルダが利用できませんので、B-2に記載いたしましたように、電話あるいは郵送でケース番号、氏名を共有いたします。

続いて、C-1及びC-2でございます。

Web運用の段階です。

区職員は、C-1のように、LGWAN通信サービスを介して、情報共有ツールに接続し、出欠状況、欠席の理由の最新情報を入力いたします。

外部は、C-2のように、インターネットを通じてアクセス制御サービスを介して、最新情報を入力いたします。

次に、別紙1-2にお移りいただきまして、進行管理情報の流れでございます。

A-1からC-2までの情報の流れは、別紙1-1と同様です。

格納する情報は、A-2に記載のとおり、ケース番号、生年月日、所属学校園、性別、虐待種別、支援状況でございます。

C-1及びC-2における入力内容は、虐待種別、所属での様子でございます。

この業務では、先ほどなかったDがございます。情報共有ツールで更新されたデータを基幹系ネットワークに配置した児相システムに反映する作業でございます。

D-1にありますように、ケース番号、虐待種別、所属での様子を子ども家庭総合支援センターの職員が情報共有するデータとして取得いたします。

取得したデータは、USBメモリーに保存し、基幹系ネットワークに移送して、D-2のとおり児相システムへ反映するという流れでございます。

別紙の説明終了といたしましては、本文2ページにお戻りください。

5、個人情報の項目でございます。

ここでは情報共有ツールに保有する個人情報を列挙してございます。

先ほどご確認いただきましたので省略いたします。

6、こちらは後ほど、ご説明いたします。

先に、7、個人情報の保護措置をご覧ください。

(1) 各サービスの利用（外部委託）に関する保護措置でございます。

①情報共有ツールについてです。

ア、利用するサービスは、データの漏えい防止や安定稼働等を保証する約款を定めているサービスとし、個人情報の保護に当たり、妥当な内容であることを事前に確認いたします。

イ、情報共有ツールは、I S M A Pクラウドサービスに登録されていること。また、I S M A Pクラウドサービス登録が有効であることとしてございます。

I S M A Pについては、用語説明4ページに掲載してございますけれども、政府が求めるセキュリティー要件を満たしているクラウドサービスをあらかじめ評価・登録することによって、クラウドサービス調達におけるセキュリティー水準の確保を図り、クラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とした制度でございます。

登録を有効に継続するに際しては、定期的な内部監査及び外部の監査機関による監査を受ける必要がございます。I S M A P認証を得ることで、高度のセキュリティーが継続的に担保されるというふうと考えられますので、情報共有ツールの選定に当たって、保護措置として設定するものでございます。

②L G W A N通信サービスについてでございます。

アは、①と同様でございます。

イは、受託事業者が使用するサーバ及び端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、脆弱性診断を実施する。また、通信経路にはファイアウォールを設置することで不正アクセス及び侵入を防止することといたします。

ウ、情報共有ツールとL G W A N通信サービスの接続に当たっては、専用回線を使用し、高度な暗号技術を用いた通信規約により暗号化することといたします。

エ、区全庁L A NシステムとL G W A N通信サービスの接続に当たっては、L G W A N回線を使用することといたします。

オ、L G W A N通信サービスはアクセスログを記録し、ログイン者を管理することといたします。

次ページに移りまして、③アクセス制御サービスについてでございます。

アは、①、②と同様でございます。

イは、受託事業者が使用するサーバ及び端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、脆弱

性診断を実施することといたします。

ウ、私立学校等の外部機関は、別途システムを構築することなく情報共有ツールに入力及び参照を可能とするサービスを利用することといたします。

エ、インターネット回線を用いたデータ送受信を行う際には、SSL通信により暗号化を実施するとともに、通信経路にはファイアウォールを設置することで不正アクセス及び侵入を防止することといたします。

オ、情報共有ツールとアクセス制御サービスとの接続に当たっては、IPアドレスによる制御を行うことといたします。

(2) 電算処理ファイルの保有に関する保護措置でございます。

①、先ほどデータの流れて言いましたけれども、情報共有ツールには氏名は記録せず、ケース番号を索引といたします。

②、情報共有ツールに出欠状況情報及び進行管理情報を入力、更新する時期や頻度、手順を明確にすることといたします。

③、情報共有ツールにはID・パスワードのようなアクセス権限を設定し、データ移行はアクセス権限を有する区職員のみが行うことといたします。

④、子ども家庭総合支援センターを除く要保護児童対策地域協議会の構成員が情報共有ツールにアクセスする際には、自所属の情報にのみ閲覧・記録が可能となるよう設定いたします。

⑤、情報共有ツールは、私立学校等からはアクセス制御サービスを介さないと接続できない設定を登録します。

⑥、私立学校等の外部機関が情報共有ツールへアクセスする際は、事前に登録したメールアドレスに届いたURLからのみアクセス制御サービスにアクセスできる設定を施し、事前にメールアドレスを登録した私立学校等のみ、アクセス可能とすることといたします。

(3) 電子情報処理組織の使用に関する保護措置は、通常のものでございますけれども、各サービスによる電子情報処理組織の使用に当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守いたします。

順番は後先になりましたけれども、6、外部委託する相手先でございます。

(1) 情報共有ツールにつきましては、保護措置で述べましたように、ISMAP登録サービス提供事業者といたします。

(2) LGWAN通信サービスは、LGWAN-ASPサービス提供事業者ということ

になります。

(3) アクセス制御サービスについては、情報セキュリティーマネジメントに関する第三者認定である I S M S 認証取得事業者といたします。

8、実施でございます。

3 ページの一番右下でございます。

本取り組みは令和 5 年 1 2 月 1 日から、順次、実施をしております。

9、担当課でございます。

情報共有ツールに格納する個人情報やこれによるデータ移動を含めた運用管理や個人情報の保護の主管課は、子ども家庭部子ども家庭総合支援センター支援課でございます。

情報共有ツールのシステム管理、L G W A N S P、アクセス制御サービスといったシステムに関する所管は政策経営部 I T 推進課でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見を承りたく存じます。

誰でも結構です。いかがでしょうか。

では、河野委員、お願いします。

○河野委員 基本的には、一言でいうと、今まで紙媒体でやっていたものをコンピューターみたいなものについてやり取りしましょうということだと思うので、今まで報告されてきた事故の中では、紙に書いたものをなくしちゃったというのが一番多かったので、基本的には保護の意味でいい方に行くんだと思います。

この図の実際にチャートの情報が見える場所というのは、この区職員ですとか、関連機関の職員の方が事務室とか、関係ない人が入らないような場所で、固定されたパソコンで開いてみるという形で、例えば持ち運び可能なタブレットみたいな端末でどこかに持っていくとかというようなことは絶対にないから、このパソコンだけちゃんと管理されていれば安全なんだよというふうなことだと理解してよろしいんでしょうか。

○佐藤会長 ありがとうございます。それはどちらからがいいかな。

では、支援課長から。

○支援課長 支援課長の清水と申します。よろしくお願いたします。

今ご質問いただいたとおりで、基本、学校であれば職員室における、管理者はその管理職の方々になります。使用されるパソコンになります。

パソコンのIPアドレス等も事前に提出をいただいて、使用するパソコンも限定するというところで、一定の安全管理を図っていくという形になります。

○河野委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

○IT推進課長 ちょっと補足で。

○佐藤会長 どうぞ、補足をお願いいたします。

○IT推進課長 補足させていただきますと、私立学校等、URLでアクセスをするわけですが、このURL、有効は1回のみという形になりますので、それ以外のときは、もう一回入っちゃって、出ちゃった後は入れないというURLです。

○佐藤会長 毎回、やり直しになるんですね。

○IT推進課長 毎回です。

○佐藤会長 はい。他はいかがでございましょうか。

どうぞ、では、小林委員。

○小林委員 そうしましたら、今回、情報を開示するのが出欠状況の情報と、それから、進行管理情報ということですが、これが、これから進むに当たって、また拡大していくということもあり得るのですか、今後。

○佐藤会長 支援課長、お願いします。

○支援課長 現状では、今実施しているのが、出欠状況情報を12月1日から開始してまして、進行管理情報については、まずはその出欠状況で、運用面の課題であったりや整理をした上で、進行管理局の方に移行していこうというふうに思っていますので、現在、想定しているところとしては、まず進行管理情報まで拡充していくことを目途に、今、動いているところであります。

その有効性であったりとか、個人情報の保護の観点からも問題がないというところがあれば、さらなる拡充というところは、DXを推進する観点からも検討していきたいというふうに考えております。

○佐藤会長 小林委員、よろしいですか。

○小林委員 はい。

○佐藤会長 おばた委員、どうぞ。

○おばた委員 ご説明ありがとうございます。ちょっと基本的なことになるかもしれませんが、何点かありまして、この別紙1-1で書かれているデータの流れなんですが、

これはどの頻度で発生するものなのかというところがちょっと分からなかったので、例えば出欠情報とかでしたら、デイリーになるのかなと思うのですが、今ほどの説明で、例えば私立学校の場合は1回しか使えないということになると、そのメールアドレスが毎日飛んできるといようなイメージなのかどうなのかということ。

それから、この出欠情報の矢印がどの頻度でということは、別紙1-1、1-2の両方を伺いたいことと、このデータをため込みましたという、この情報共有ツールをどのように使っていくのか。

実際には、これは児相、子ども家庭総合支援センターの中で使用するというような活用をしていくというようなことなのかなということ。

そうすると、このUSBのやり取りはデイリーになるのかなというところもあるので、そこら辺をちょっとご説明いただければと思います。

○支援課長 出欠状況調査については、毎月1回、実施をするというところになりますので、毎月、月を超えたところで、月の月上旬に、先月の子供の、対象となる児童の1か月間の出欠の情報を教えてくださいという形になりますので、こちらについては、月1回お願いをするという形になります。

2点目の進行管理情報については、まず年間2回、実務者会議の進行管理台帳で共有するために入力を依頼するという形になります。ですので、USBも含めたやり取りというのは、前者であれば月1回、後者であれば年に2回という頻度になります。

○おばた委員 なるほど。よく分かりました。大丈夫です。

○佐藤会長 よろしいですか。

○おばた委員 はい。

○佐藤会長 はい。ありがとうございました。

他は。

では、実正委員、お願いします。

○実正委員 よろしく申し上げます。ちょっと私も初歩的なところで質問になってしまうかもしれないですけども。

このクラウドサービスへのアクセスは、IDパスワードでアクセスという内容かと思いますが、このIDパスワードというのは個別に付与されるIDパスワードということではなかったでしょうか。それとも、共用のというようなIDパスワードなのか。

○支援課長 個別に作成して付与するものとなります。

○実正委員 承知しました。それだとしましたら、今度、職員の方々が退職なさったりとか、役割が変わったときには、それを引き継ぐまた別の新しいIDパスワードを付与する、そういった運用イメージでしょうか。

○支援課長 関係機関ごとに付与するということで、現在の想定としては、異動があった場合には引き継いでいく。使用するパソコンであったり、IPアドレスは、先ほど申し上げたとおり同一のものになりますので、もともとの管理者の方が別のパスワードで別の端末からログインしようとしても、その場合、別のパソコンになってログインできませんので、そういったところでは、そういった個人情報漏えい等の防止は図れるのかなというふうに考えております。

○実正委員 ありがとうございます。

○佐藤会長 よろしいですか。

○実正委員 はい。

○佐藤会長 他は、いかがでございましょうか。よろしいですか。

個人情報保護法の改正によりまして、地方公共団体も国の法令の直接適用を受けるということになって2回目の審議会ということで、従前でございますと、この取り組みの前ところで、これでよろしいでしょうかという事前チェックをするということが役割だったわけですけれども、新しい法律の下では、事後的なご報告を承って、問題点がないかどうかを確認させていただくということになりました。

当区におきましては、スタッフの皆様のご努力によって、相当程度、確認的なご報告もきちんといただくということを維持していただいておりますので、本日のような報告を承ることになったわけですけれども、それを前提といたしまして、特にご意見、ご質問等がなければ、本件ご報告について、ただいま質問していただき、また、ご回答いただいた運用ということで、今日の段階では、これを当審議会として報告として了承し、引き続き、安全対策に努めていただくということをお願いするというところでまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はい)

○佐藤会長 ありがとうございます。では、そのようにいたします。どうもありがとうございました。

○支援課長 ありがとうございます。

○佐藤会長 それでは、2番目の議題でございます。特定個人情報保護評価についてに移りたいと思います。

本日ご審議いただきますのは、地方税の収納管理に関する事務【重点項目評価書】、介護保険の資格に関する事務【重点項目評価書】の一定期間経過前の再実施になります。

なお、この後に予定しております報告事項のうち、小委員会審議状況報告につきましては、特定個人情報保護評価に関し、昨年、10月25日に開催しました小委員会の報告ですので、本件議題と併せて報告するという事で、効率的に議事を進めてまいりたいと思います。この点、お認めいただければ幸いです。

それでは、小委員会における評価書の第三者点検の結果も併せて、事務局から説明をお願いいたします。

○区政情報課長 ご説明いたします。まず、小委員会における第三者点検の方法についてご説明いたします。

こちらは、地方税の収納に関する事務【重点項目評価書】と介護保険の資格に関する事務【重点項目評価書】の一定期間経過前の再実施について、マイナンバー法及び特定個人情報保護評価に関する規則に基づいて、評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価の再実施をするよう努めるものとされておまして、それを受けまして実施するものです。

第三者点検においては、再実施に伴い、変更した箇所、また、既存の評価書の内容の整合といった観点を中心に、評価、ご確認をいただきました。

そこで、資料2-1をご覧ください。横長の用紙となっております。

こちらが、それ以降の資料2-2、2-3の評価書のうち、今回、重点項目評価書に係る一定期間、5年の経過前の再実施による変更の箇所について、一覧にして抜き出したものでございます。

まず、地方税の収納管理に関する事務については、2か所変更がございます。

いずれも、備考に示されておるとおり、令和5年4月から施行された法律の改正に伴う条例の制定及び改正によって変更された内容となっております。

No. 1、資料でいうと2-2の13ページに該当するものですが、こちらは変更前の記載には、表記において特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会に意見を聴くこととなっているため、上記のほか、同審議会において講ずることとされた安全管理措置を契約書に規定するというものの記載がござ

いましたが、こちらを削除するものでございます。

続いてN o. 2、こちらは資料2-2の16ページに記載があるものでございます。

こちらは窓口の請求手続において、提示書類の名称、ゴシック体になっておるところとですが、そちらを変更させるものでございます。

区政情報課窓口において、「自己情報等開示等請求書」を提出するとなっておるものを、変更後は、区政情報課窓口において、「保有個人情報開示請求書」を提出するという変更でございます。

続いて、資料2-1の2ページ目をご覧ください。

こちらは介護保険の資格に関する事務【重点項目評価書】でございます。

資料でいうと、2-3のうち、3か所の変更を書き出したものでございます。

まず、N o. 1、10ページのものでございまして、そちらは番号条例の名称の表記の変更をするものです。変更は、「特定個人情報等」となっておるものの「等」を取るものでございます。

N o. 2及びN o. 3につきましては、前のページの地方税の変更の条例制定並びに改正の変更内容によるものと同様のものとなっております。

評価書の変更は以上となります。

続いて、この変更に関しまして、小委員会における第三者点検の概要についてご説明をさせていただきます。

資料の3にお進みください。

こちら小委員会の審議においても、地方税の収納管理、介護保険の資格に関する事務について、先ほどの資料2を基にした説明を行いました。

1ページ目にはその旨を記させていただいております。

変更内容について、ご説明申し上げたものが満たされておるものでございます。

こちら、ここでのご説明は省略いたします。

2ページ目をご覧ください。

地方税と介護の事務に関して、次のような審議がございました。

多数のご指摘がございましたが、ポイントを絞ってご説明をしたいと存じます。

3番の審議概要についてです。

初めに、審議概要の(1)「地方税の管理に関する事務」重点項目評価書、アについての部分です。

まず業務の再委託についてご指摘等がございました。

(ア) をご覧ください。

評価書の9ページ、II-4. (特定個人情報ファイルの取り扱いの委託) (委託事務事項1) (④再委託の有無)。再委託と記載があるのは、昨今、再委託先の問題などの報道が見受けられる。再委託先のチェックはどのようになっているのかというようなご指摘でございました。

これについて、再委託については、委託事業者から事前に再委託承認申請書の提出を受け、課長決裁の上で承認をしておるといふ、今、区が取っている対応についてご説明をさせていただいたところでございます。

これについてはご確認をいただいたところです。

下に移らせていただきます。

(ウ) をご覧ください。

こちらは、審議会の機能についてのご質問でございました。

特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定、規定内容の「当区においては、特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会に意見を聴くこととなっているため、上記のほか、同審議会において講ずることとされた安全管理措置を契約書に規定する。」との記載を削除したことについて、審議会の機能が変わったことは承知しておるが、事業者との契約において、4月以降も契約書に記載すべきで、留意した方がよい、そういった項目が依然としてあると思うがどうかというご質問でございました。

これについて、個人情報を取り扱う業務委託契約においては、契約締結の際、従前から特記事項をつけてございます。あくまでも「審議会の意見を事前に聴く」といった部分の削除でございまして、過去の審議会からご意見をいただいたところの保護措置については、従前と変わるものはないというようにお答えをさせていただいております。

もう一つ下をご覧ください。

(エ)です。こちらは紙文書の取扱いについてのご指摘でございました。

特定個人情報の保管・消去について。(特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びリスクに対する措置)に記載の「個人情報を含む帳票類を処分する際は、ほかの紙類と分別して破碎処理を行っている。」について、個人情報は最後に処分するところまでちゃんとできているのかが重要である。具体的にどのようになっているのか。また、分

別することがなぜリスクに対する措置になるのかというご質問がございました。

これについては、処分すべき個人情報を含む紙類は、地方税の所管ですね、納税課にある鍵のかかる倉庫内にて管理をしておる。倉庫内には、破碎処理用のボックスのほか、個人情報破碎処理用ボックスを別途用意して分別を行っております。

処分については、区全体で行っている週1回の破碎文書回収において出している。破碎処理の瞬間ではなく、その前の段階で分別しているということかというご指摘もございました。

紙類については、破碎処理するものだけでなく再利用するものもあるため、個人情報を含むものが紛れないように、念入りに分別することで、リスクに対応する措置を取っているというような対応についてご案内をしたところでございます。

二つ下をご覧ください。

(ア)でございます。ここは指摘により一部内容を変更した記載についてのやり取りでございます。

横長の資料の備考欄の記載についてです。

「個人情報保護法が直接適用されたことに伴う修正」との記載について、特定個人情報ファイルの取扱いに関する評価書において、個人情報保護法が直接適用されたことを理由とする表現だと少しニュアンスがずれるのではないかと。当区の条例改正等によるといった表現の方が正確ではないかというご指摘をいただきまして、先ほど記載のとおり条例改正及び制定に伴う変更というような記述に修正をしておるものでございます。

ここまでが地方税の収納管理に関する事務でございます。

ここからはこの「介護保険の資格に関する事務」の重点項目評価書についての審議でございますが、(イ)をご覧ください。

(イ)、それから(ウ)につきましては、地方税のところでもご指摘をいただいたとおり、審議会についてのお話であるとか、紙文書の処理についてのご指摘についてご意見をいただいところで、地方税のときと同様にお答えをしているものでございます。

4ページをご覧ください。

(カ)でございます。こちらも先ほどの備考の記述についてのご意見に対するもので、こちらも地方税の収納管理の部分と同じように、記載を修正させていただいておるものでございます。

最後、(2)をご覧ください。

審議結果でございます。

小委員会での審議によりまして、一定期間（５年）経過前の再実施に行った「地方税の収納管理に関する事務（重点項目評価書）」と「介護保険の資格に関する事務（重点項目評価書）」を小委員会として承認し、今回ですね、次回審議会に上程することとしたといった形で小委員会は決しております。

本日、審議会の承認がいただけましたら、その旨、区長に答申をした後、審議会での答申を基に、区長が評価書の変更というのを実際に決定しまして、計画管理書と併せて、国の個人情報保護委員会に提出、公表するという手続きを予定しているものでございます。

以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ちょっと本件は、先ほどの案件とは違う系列の処理の仕方になりますので、議長の方から、１点、補足をしてからお諮りをしたいと思います。

まず、国の個人情報保護法が改正されまして、個人情報保護法に関しては地方公共団体も直接、国法が適用されるということで、それに伴いまして、様々な条例改正などが行われたわけですが、実はそれとは別に、特定個人情報に関する保護の一連の法体系が別途ございます。

特定個人情報とは、要するにマイナンバーを含んでいる個人情報ということなんですが、実はその法律の中で求められていることは、各地方公共団体がマイナンバーを使って仕事をするについて、当然ながらリスクがあるということで、あらかじめリスク評価をして、それに対する対策を講じて、それを第三者性を持つ機関にチェックをしてもらった上で、国の個人情報保護委員会に登録をする。当区ではこのような安全措置を取っていますということを、まず執行側でご用意いただいて、それを第三者機関で確認し、それを執行機関から国の個人情報保護委員会に配付する、こういう流れになっております。

この第三者機関に当たる組織を、当区では、この審議会がその役割を果たすというふうに指定しておりますので、この案件については、先ほどの案件と違いまして、報告ではなくて、議決事項になります。当審議会がこれを第三者機関として認めるかどうかということですね。認めますと、区長においてこれを国の個人情報委員会に報告、そして公表することができるようになりますと、こういうことでございます。

もともとここの立てつけが違っておりますので、これは単純な報告事項ではなく、議決事項であるということを、まず、ご紹介いたします。

当区においては、その作業を行うについて、ただいま担当課長からご報告がありましたように、非常に詳細、かつ技術的なチェックをしなければならないということでもありますので、この多くの委員が集まる全体会議でこの作業を行うということは事実上不可能だということになります。

そこで、小委員会と呼んでおりますけれども、私がそこでも委員長なんですけれども、私、佐藤、そして、学識経験委員のお二人、岩隈委員と飯塚委員、それから、区民代表委員から高木委員に加わっていただきまして、この4人で詳細なチェックを行うということをしております。

今回は、既に一度をチェックしたものの再チェック、これは時の経過に伴って状況が変わってくるわけで、もう一回、見直すということですが、でございますので、あまり時間がかからず、わずか30分ぐらいで会議を終結しているんですけれども、一番最初にやったときは、本当に朝から晩まで何日もかけてやるというようなことをやっておりましたので、こういう小委員会システムを今日でも維持しているというところでございます。

というわけで、ただいま課長からご報告いただきましたように、色々と審議をいたしまして、原案の一部が修正された上で、本日、この情報公開及び個人情報保護審議会の方に第三者機関としての承認を求めるという案件が上程された状況であります。

その場合、承認の議決の対象物は、小委員会において、これによろしいというふうに取りまとめた答申案、これをここで可決していただくという形を取りますので、小委員会の委員長である佐藤からこの点についてはご報告を申し上げ、それについてご承認いただけるかどうかは分かりませんということにいたします。

答申案でございますけれども、地方税の収納管理に関する事務【重点項目評価書】、介護保険の資格に関する事務【重点項目評価書】に関し、区長が行った一定期間経過前の再実施に対し、適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、特定個人情報ファイルの取り扱いに伴い、個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性がある事項について、適切に評価するとともに、リスク対策が講じられていることが確認されたため、本件評価書を承認する。これが小委員会から当審議会に対する原案でございます。

というわけで、その原案を含めて、また、課長の方から報告いただいた背景資料も含めまして、ご審議いただきたいと思います。

ご質問、ご意見、承ります。いかがでしょうか。よろしいですか。

小林委員、どうぞ。

○小林委員 全然、小委員会で熱心に検討していただいたので、こういうように分かりやすいと思いました。

やり取りだけを書いてあるんですけど、地方税の方の例えば（ウ）ですけれども、契約書などにきちんと審議会の意見を聴くということを明記しなくてもいいのかという、大丈夫なのかということがありますが、既にそれを書かなくても、従前と変わらないのでいいんですというお答えになっていて、大丈夫なんですかねというのを再度確認をしたいと思います。

○佐藤会長 ありがとうございます。これは私からお答えした方がいいのか、課長がいいのか、ちょっと議論が分かれるところなんですけど、私の方から、まずはご説明して、課長に補足していただきたいと思いますが。

今回、もともと書かれていたものを削除するということなんですけど、これは先ほどの案件と同じでございまして、個人情報保護審議会が事前にこれをやってよろしい、こうしなければならぬという議決をするというやり方が、新しい国の法律の下では原則として行っていないという仕組みになりました。

そこで、改正前の法律に基づいて、必ず意見を聴き、そこで具体的に示された事柄については契約書に直接反映するんだというふうに前の重点項目評価書には書いてあったんですけども、そのような手順を取ることができなくなったということで削除されたということが事務局からのご説明でございましたので、この質問をしたのは私だったのか誰だったのか覚えていないんですけども、誰かちょっと正確に覚えていませんが、恐らく委員誰もが同じことを思ったんだろうと思いますけれども、それは、手順が変わったのはそのとおりだけれども、今まで審議会から意見が上がって、それに基づいて付け加えられていった追加的な保護措置といったものについては、それを廃止するというのを直ちにする必要は毛頭ないし、むしろ必要なものは維持する必要があるという観点からこの質問がなされたんですね。これについて、事務局からのご回答は、過去に審議会からご意見をいただいた保護措置については、従前と変わるものではないということでありましたので、今後も契約書上にそれが反映されるということはこの質問によって確認されたというのがまず1点目でございます。

それで、もう1点でございますけれども、実は、先ほど申し上げましたように、個人情報保護法に基づく個人情報に対する追加措置等を事前に私どもが付け加えるということは、新しい個人情報保護法の下では許されないという立てつけになっているわけですが、先ほ

どご説明しましたように、特定個人情報保護に関しては、この審議会は別の第三者機関としての視点を当区しているわけですから、その観点から意見を述べることはできるんですね。

簡単に言うと、これを承認しなければ、これを承認してもらうためにはどうすればいいんですかということで、この項目を追加しろということを行うことができるわけです。

ですから、今、小林委員からご指摘があったご懸念に関しては、極めて重大な問題があるということが、様々な契約書、色々な委託契約書とか、我々も拝見することができるわけですが、それを見た上で、これは特定個人情報に関する保護評価書をチェックする第三者機関の観点から、保護措置に不足があると考えるので追加するべきであるという議決をすることは可能ですよね。

その点、今回はそれをこういう形で追加的なものを求めるんだけど、前の方も維持しろという形でお願いしているわけです。そういった形でやっておりますので、実質的に言えば、この点に関しては、この記述を削除したことによって、具体的なリスクが高まったというふうには考えなくてよろしいかなというふうに、小委員長としては考えています。

この2番目の点はちょっと難しい論点なんですけれども、恐らく当区の場合、この第三者機関を個人情報保護審議会じゃないところに出している、別出しにしているところもあるんですけれども、当区はここにしていますので、そういう意味で言うと、トータルなんです。評価することができるという意味で、当区の仕組みも私は合理的ではないかと思えますし、この審議会をもしリスクが何かあるということをお感じの委員がおられましたら、その点、個別にお申し出いただいて、個別的なチェックをした上で評価書に反映することをお願いしたいというふうに考えています。ということですが、よろしいでしょうか。

事務局から、何か補足があります、今のでもいいですか。よろしいでしょうか。

(はい)

○佐藤会長 それでは、本件につきまして、これは議決事項でございますので、お諮りいたします。

ただいまの小委員会の答申案について、これを可とし、区長に対して、国の個人情報保護委員会に提出、公表するように求めるという案件を可決するというところでよろしいでしょうか。

(はい)

○佐藤会長 ありがとうございます。では、そのように決めます。

それでは、次に資料4になります。板橋区納付案内センターにおける個人情報の流出について、納税課長よりご報告をしていただきます。

○納税課長 失礼いたします。

○佐藤会長 はい。ご着席の上、ご報告ください。

○納税課長 お手元に資料4をご用意いただきたいと思います。

資料4 ございます。板橋区納付案内センターにおける個人情報の流出について。

1 でございます。事故の概要です。

昨年、令和5年12月15日に、板橋区納付案内センター、以下「センター」と言っていきますが、こちらにおきまして、センターの委託事業者による個人情報の流出事故が発覚したというものでございます。

2、発生日時でございますが、こちらは12月12日、午後5時から午後7時半、これは夜間の夜間開庁の時間帯でございます。

3の対象者でございますが、架電対象者であった最大28名の方でございます。

4、流出した可能性のある個人情報でございますが、氏名、住所、生年月日、未納の方の住民税額及び国民健康保険料額でございます。

5の経過でございます。

まず、(1) 12月12日の17時、センターに勤務する委託事業者職員が、動画配信運営会社A、以下、「A社」というふうに言っていきますが、こちらのサービスを使いまして、動画配信中の状態で執務室のデスクに私物を持ち込み、業務を開始いたしました。

なお、当該社員はセンターの管理者で、今回のような事故が発生しないように監督する立場の者でございました。

(2) 同日の19時30分頃でございます。

配信の視聴者からセンター宛てに、センターから動画が配信されている旨の通報が入りました。この通報によりまして、当該社員は直ちに配信を終了し、動画を削除の上、A社の動画配信サービスから退会いたしました。なお、配信終了時の視聴者数は5名であったということが確認できてございます。この時点で区への報告がなされることはございませんでした。

(3) 12月15日金曜日でございます。

納税課宛てに、12日に通報した視聴者の方から改めて同様の通報が納税課に対してございました。このことによりまして、区は、当該社員に対しまして、委託事業者を通じて

事実確認を行ったところでございます。

その結果、当該社員がその事実を認めたことにより、A社の動画配信サービスを介して、センター内の会話が配信されていることが発覚したというものでございます。

(4) 令和6年1月11日でございます。

委託事業者から、文書にて、本件の顛末及び調査結果の報告をいただきました。

この中で、1月5日の当該社員に対する聴取で、動画配信の理由が「配信の終了忘れ」によるものから、「配信により発生する報酬（配信ポイント）を獲得するため」へと供述内容が翻った旨の報告を受けたものでございます。

6、発生原因でございます。

当該社員は、業務時間中に故意に動画を配信していることから、遵法意識の欠如が大きな原因と考えられます。さらに、この遵法意識の欠如が業務委託共通仕様書の「遵守事項の不徹底」につながったものでございます。

なお、同仕様書第13条第3項には、「業務スペースにかばんや携帯電話などの私物が持ち込めないよう、措置を講じること」と定められておきまして、区はこの定めに基づき、執務室内にロッカーを設置する等、必要な措置を講じてございましたが、委託事業者の当該社員におきまして、私物の持ち込み禁止ルールが徹底されていなかったというものでございます。

7、事故後の対応でございます。

12月15日金曜日、このたび通報を受けまして、区は委託事業者に対して詳細な状況の調査及び文書による報告を指示いたしました。併せまして、私物の持ち込み状況についても臨時の検査を行ったところでございます。

(2) 12月18日。

委託事業者から、文書による初回の報告を受領してございます。その際に、委託事業者社員への遵法教育の指導徹底を申し入れてございます。また、18日以降、委託事業者は、A社に対し、動画配信状況の照会を三度にわたって行ってございます。なお、この照会に対する回答は、当該社員が既にA社提供のサービスから退会しているために「不開示」というものでございました。

区は、対象範囲の調査（システム抽出・経過記録の確認など）から開始いたしました。

(3) 12月19日から21日でございます。

まず、12月19日火曜日でございますが、15日の通報者に対して、当日の配信情報

の聞き取り、対象範囲の28人の特定、事故報告書の作成及び区政情報課への報告を行いました。

翌日、20日午後3時に報道発表いたしてございます。この発表後、28名の方に対して謝罪を実施いたしました。なお、この謝罪は26日火曜日に終了いたしました。その際、対象の方から苦情に発展するケースはございませんでした。

21日木曜日、同配信視聴者の一人に対しまして、状況の聞き取りを行ってございます。そのときの回答は、音声をはっきりと聞いておらず、当該時間帯の配信視聴者数も把握していないというものでございました。これ以降、複数の方に、他の視聴者に対しても聞き取りを行ってございます。

(4) 12月30日から翌年1月4日まででございます。

第三者が、この事故を取り上げた動画を作成し、別の動画配信運営会社B、以下、「B社」と言っていきます。こちらのサービスで配信、この内容は個人情報が出ないように、画像と音声に加工処理が施されておりました。

1月4日、この動画を見て不安に感じた28人のうちのお一人の方から電話と、なお、匿名、これは対象者ではない方だと思われそうですが、苦情が4件ございました。

このことを受けまして、区は、委託事業者を通じまして、B社に対しまして動画の削除依頼を実施したところでございます。

(5) 1月24日木曜日。

本件につきまして、区議会に報告しているところでございます。

8、再発防止策でございます。

(1) 委託事業者と協議いたしまして、動画配信した当該社員を区の業務から除外し、後任の管理者には、1年以上のコールセンター業務等の管理経験を持ち、法令遵守に係る研修を受講した社員を配置することを申し入れたところでございます。

(2) 管理者が、私物の持ち込みに関しまして、毎日チェックを実施する。その結果を業務日報に記入し、区の職員がチェックをするという方式に変更する。

(3) 毎月1回以上、管理者を管理・監督する立場にある者を現場、これは納付案内センターのことを指しますが、を巡回させ、契約上の遵守事項の履行状況を確認する。

(4) オペレーターが管理者の不正行為を察知した際、当該管理者以外の者に通報できる連絡系統を構築する。

(5) 区への報告体制等について、委託事業者への指導を再度徹底する。

(6) 庁内の会議等の場を活用した情報共有により、類似事故の再発防止に努める。

このようなところで取り組んでいるところでございます。

報告は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○佐藤会長 ありがとうございます。それでは、どなたからでも結構です。ご質問、ご意見を承ります。

では、私の方から、事実関係のところを若干補足的な質問をさせていただきたいと思えますけれども、B社に対して動画の削除依頼を区として行われたということですが、これは削除されているのでしょうか。

○納税課長 こちらにつきましては、私も確認いたしましたが、削除はされていないという状況でございます。

○佐藤会長 削除されていない状態。そのまま残っているんですね。

○納税課長 はい。

○佐藤会長 委託事業者と協議の上、当該社員が、現在、当区の業務から除外されているということでありまして、委託契約自体は、途中、契約解除にはなっていないという理解でよろしいですか。

○納税課長 はい。お見込みのとおりでございます。契約期間自体は本年3月31日までが契約期間でございます。

○佐藤会長 4月1日からの当該業務についての委託業者は既に決定しているという状態ですか。

○納税課長 はい。この事業者につきましては、3年間の契約期間のちょうど3年目の、ちょうどその次の3年の事業契約を結ぶかどうかという、ちょうど端境期の時期を迎えてございました。

本件を受けまして、この事業者に対しましては、区としては指名停止を措置として与えておりまして、その指名停止期間と入札に参加するための期間がちょうど重複していたものですから、この事業者については今回の入札には応募できない状況でございましたので、別の事業者が受託する結果となっているところでございます。

○佐藤会長 分かりました。委託事業者からは、そもそもA社に対して確認を求めるところを行ったところ、不開示ということでしたけれども、この状況も変わりはないということでしょうか。

○納税課長 はい。お見込みのとおりでございます。

○佐藤会長 そういたしますと、前のページに戻りまして、恐らくこのA社からの情報開示が得られることによって確定できるのが、何人の視聴者がいたのかということだと思いますけれども、それについて5名であることを確認したというふうに5の(2)に書かれておりますけれども、この5名という数字はA社からの情報開示に基づかないことだと思いますが、この5という数字はどこから来た数字でしょうか。

○納税課長 こちらの数字につきましては、当該社員に対する聞き取りの中で、配信終了時の視聴者数の数から導き出したものでございます。

○佐藤会長 分かりました。そうしますと、これは2時間30分程度ですかね、配信されていたわけですから、実際にその間に5名を超える視聴者がいたか、あるいはその主張していた方の契約情報等は得られていないということですね。

○納税課長 はい。お見込みのとおりでございます。

○佐藤会長 はい、分かりました。

私からの事実確認的な質問は以上にいたしまして、それでは、どうぞ、おばた委員、お願いします。

○おばた委員 議会でもこれは取り上げられて、非常に遺憾であるということのを改めて申し上げたいと思うのですが、その上で幾つか確認させていただきたいなというふうに思っております。

この対象者の28名というのは、要するにその動画の中で映っていた画面上の資料ということで、それは削除はしたわけですが、聞き取りの中で特定に至ったということでしょうか。

○納税課長 こちらのにつきましては、先ほど申し上げた時間帯に架電対象としてリスト化していた方の情報でございます。

あと、ご安心いただきたいのは、その方たちの名前とか、顔写真とか、そういったものが動画で流布されているものではなくて、あくまでも状態としてはスマートフォンを机の上に置いて、スマートフォンのカメラ機能を通じて配信者の顔が映っていたと。流れたのは音声のみというところでございます。そういったことでございます。

○おばた委員 ありがとうございます。

それで、そうすると、このBの動画というものは、そのAの動画を保存していて、それをさらに加工して放送したという、作ったという、そういった類いのものということでしょうか。

○納税課長 はい。お見込みのとおりです。

○おばた委員 なるほど。分かりました。

それで、指名停止になったということですがけれども、指名停止は何年間ということですか。

○納税課長 6か月でございます。

○おばた委員 6か月。こちらの業者に対しての、いわゆる損害賠償、区にとっては非常に信頼を損ねるといった部分が、金額的な被害があるのかなというふうに思うんですが、こちらについてはどのようにお考えでしょうか。

○納税課長 こちらについては、先日の定例会でも区長が答弁いたしましたけれども、そもそも損害額の認定というか、算定自体が、現時点では困難な状況でございます。したがって、今後、区の損害額について確定されるような状況に至りましたら、改めてその損害額について、事業者に対する損害補償というのはいり得るのかなと思いますが、現時点ではそういった状況に至らないものですから、想定はできていないというところでございます。

○おばた委員 その損害額が未来の、時間が経過することによって確定することはあり得るんですか。

○納税課長 これは私見ですがけれども、なかなか難しいのかなというふうに思います。何をもって損害というところについては、なかなかもう捉え方が非常に難しいところがございますので困難なところなのかなと、思っているところでございます。

○おばた委員 ただ、これも私見というか、世の中の様々な、いわゆる精神的苦痛ですとか、そういった額というものは、それが実態上、正しい数字なのかということはさておき、請求することは間々あることだなというふうに思いますので、そちらが難しいというのも、また一定理解もできる場所ですがけれども、算定をするということも、また可能かなというふうに思うんですが、どうでしょうかね。

○納税課長 現時点では、ちょっと算定の術というものが見いだせない中では厳しいものなのかなと、思っております。

○おばた委員 委託業者は6か月の指名停止の後には、再度、参入することは可能ということですか。

○納税課長 はい。指名停止期間が解除されれば、当然、その事業者からは、そういった機会があれば応募していただくことは可能だと思います。

○おばた委員 指名停止、こういった大きな事態があつて、たった6か月でまた復帰してくるということに違和感を感じるんですけども、こちらに対して、例えば、懲罰的かどうか分かりませんが、例えば当該業者に対しては、この先10年は指名停止とすると、そういった措置というのはできないんですか。

○納税課長 あとはちょっと所管が違うのでお答えの幅は限定されてしまうんですけども、一般的によく言われている期間としては3か月余が一般と聞いております。今回については6か月ということで、それより重たい処分が科せられているというふうに思います。

そもそもこの指名停止というのは、一定期間、応募できないという状況になっていることで、今回、向こう3年間の納付案内センターの契約の入札については3年間、今、受託された事業者が、個人情報の流出事故など重大な事故を起こさない限りは、そういった期間は3年間続くものなのかなというふうに思っているところでございますので、10年間とか、そういった時間軸ではなかなか厳しいのかな、ないのかなと思っているところでございます。

○おばた委員 一般的には、こういった事故が発生した瞬間に指名停止、その日から指名停止という形で、例えばその3年間ということがあった場合には、ちょっとフライングで新しい業者の方に早めに入ってもらえませんか、人をアサインしてもらえませんかというような対応を取るとか、例えば当該業者に対しては、委託の分の例えば1月から3月の3か月分は少なくとも返していただくという措置は当然できるのかなというふうに思うんですけども、そういったことは考えないのでしょうか。

○納税課長 実際、そういったところも今回の事案に接して検討はいたしました。ただ一方で、3年契約の3年目ということと、特に納税の分野につきましても、1月から3月というのが非常に収納の大事な時期を迎えている中で、あえて委託という手法を取っている中では、区の職員、徴税吏員として果たすべき役割というのが、やはり財産調査であったり、差し押さえであったり、そちらの方に注力することが重要かなというふうに考えたところでございます。

したがって、この2万1,000から5,000件の架電を委託を解除してやるということは、収納率の関係からはなかなか厳しい状況ということを考えて上で、今回、苦渋の決断ではありましたが、業務継続をするという判断に至ったところでございます。

○おばた委員 その委託業者の当該社員の状況というか、こういった処分が下されたのか

ということについて、情報はありますか。

○納税課長 はい。先月2月の下旬に、当該社の中で懲戒解雇という処分を下したという  
ような報告は私のところにいただいているところでございます。

○おばた委員 はい。最後ですけれども、この業務スペース、私もこういった仕事をして  
いたことがあるので、業務スペースに入る、執務室に入る前にロッカーがあって、そこに  
私物を全部入れて、携帯電話とかも全部入れて、ノートですとか、そういったものだけを  
持って、そちらに入るためには透明のかばんを買ってきて、そちらに筆記用具とノートだ  
けを入れる。

携帯電話は持っていなかったですね。そういった措置をしないと入れないという物理的  
な手段を取っています。というか、一般的に、民間ではそういった形を取るとは思います  
が、そういったロッカーは作っていたけれども、そういった物理的なチェックですとか、透  
明のかばんを使うこととか、そういった細目まで決まっていたのか、ちょっとその詳細を  
教えてください。

○納税課長 そこについては、区としては私物を持ち込ませない措置を講じることという  
ところで、一つはそこでロッカーなどを設置したところでございます。その先は、事業者  
が持ち込みを禁止ルールということで、重視をするというところで、事業側がしっかり守  
っていただくものという認識でございました。

ただ、一方で、今回の事案がありましたので、さっきおっしゃったその透明の視認によ  
る持ち込みがされていないということも大切かというのは、今回、感じたところでござい  
ますけれども、実際、現時点では管理者、今は変わっていますけれども、その方によるチ  
ェックと、あとは区の職員を、毎日、日報を出していただいています、ちゃんと管理者  
が私物の持ち込みがなされていないというチェックをしたということ、再度、我々も別の  
面でのチェックをするということで、ダブルチェックの方式を取り入れることで、再発防  
止に向けて日々やっているところでございます。

○おばた委員 透明のかばんを持ち込むというルールは今ももうあるんでしょうか。

○納税課長 そこまで、実際、私が見る限りではされていないと思います。ただ、場所と  
しては、ロッカーがあってすぐに、もう一、二歩で執務する場所になるので、例えば筆記  
用具であったりとか、そういったものは机上に用意してありますので、基本的に今回のよ  
うなスマートフォンの持ち込みとか、要するに私物をわざわざ自分のスペースに持ち込め  
るような環境にはないというふうに思っているところでございます。

○おばた委員 最後になりますけれども、ちょっと頑張りますというかね、努力義務的な部分にも聞こえなくもないので、やはり物理的にそういった執務室に私物を持ち込まないという物理的な措置を講じるべきだと思います。

その透明の袋は、私としては徹底すべきだと思いますし、もう、私がそういった仕事をしていたのは10年前ですから、10年前にもう既に民間では当然のように行われていたことが、今、行われていないという事実ですから、それは徹底なさった方がよろしいんじゃないかなと思います。

また、その措置に対しても、かなり甘いんじゃないかなというふうに率直には思いますけれども、これは私の感想です。

取りあえず、以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。他の委員、いかがでございましょうか。

内田委員。

○内田委員 まず、この委託契約に対しても問題はなかったのでしょうか。

○納税課長 こちらについては、この業務自体は平成21年からやっております、ちゃんと区の効率的な各債権の徴収というところで、こういう手法を通じて業務を継続してきてございます。こちらのやり方については問題ないという認識になってございます。

○内田委員 これまでの3年間では同じようなことは起きていなかったのか、確認は取れていますか。

○納税課長 はい。発生はしておりませんでした。

○内田委員 今回、先方の問題ではあると思うんですけども、委託費用の問題というか、当該社員が適切な就労環境であったのか。例えば責任を負うに足る報酬契約なのかとか、それは会社で決めていることかもしれないんですけども、この辺り、確認できていることはありますか。

○納税課長 委託の中では、その社員さんがどういう報酬体系だったとか、そこまでは立ち入った確認はしてございません。ただ、管理的立場ということからすると、それなりの報酬は得られていたのではないかという推察はしているところでございます。

○内田委員 報告の中で、新たな後任の管理者には1年以上のコールセンター業務の経験を持ちというのが入っていますけれども、再発防止策として。ということは、この方が、実際に事故を起こした方が、素人さんであったかもしれないということを裏づけされているということですか。

○納税課長 いいえ、そうではなくて、もともとこの方自身も、区では3年契約の中で一定期間、1年以上の期間はやってきたということは確認しているところですが、改めて、管理者たる立場の方がこのような事案を引き起こしたということに我々としても深刻に受け止めて、それを文字、明文化した結果、このような記載にさせていただいたところですが。

○内田委員 ありがとうございます。その明文化されたというところに戻ると、委託契約に問題はなかったのかなというところがやはり私としては気になるところではあるんですが、同時に、例えば、昨今問題になっている国家賠償責任と公務員の個人責任の問題というのが浮かんでくるんですね。

事例を挙げれば、納税をめぐる業務でミスをした職員さんが賠償責任を負ったとか、あとは、プールの水の流出、この事件などが浮かぶわけですけど、今回の事故が委託ではなく庁舎内で起きたのであれば、どうなりますか。

○納税課長 あくまでも、今回も実際に庁舎内で起こっている事故ではあるんです。執務スペースは分けているとは言え、区の施設の中で起こった事案でございます。

ただ、事故を起こした社員自身が、賠償というのは、被害者、損害、28人に対して、何らかの実害が生じた場合には責めを負うことになるのかなとも思うんですけども、実際、契約上はそういった事案が発生した場合には、委託事業者が28人の方に対して賠償するというような立てつけになっているところがございます。

したがいまして、今おっしゃったというのは、直接区の職員が滞納されている方の情報を積極的に流出させてしまった場合には、国家賠償法とか、そういった法の適用というのが視野に入ってくるのかなと思うんですけども、本件はまた別のものなのかなという認識になっているところがございます。

○内田委員 僕もそういう認識でおりまして、それこそ降格処分になったりとか、現在ある立場からは退いてもらうとか、言うなれば、区民の方が納得できるような一定の処分を下すことができるのかなというふうに捉えているんですけど、その認識は、仮の話ですけど、それは間違いないということよろしいですか。

○納税課長 納税の場合は特に義務というか、守秘義務が通常の納税以外の部署とは違いまして、さらに厳しいものになってございます。ちょっと記憶が定かじゃないんですけど、懲役とか、罰金の金額が高い内容になっていたというふうに記憶しております。

我々は、そういったことから、日々の業務を通じて、税情報というセンシティブなもの

物を扱っているということは、常日頃、朝礼などの時間を通じてお知らせをしているところでございます。

併せて、そういったことをもし起こしてしまった場合には、通常の個人情報保護よりも厳しい罰則があるということもお伝えしているところでございます。

○内田委員 はい。ありがとうございます。今回、審議会の中では個人情報の流出についてというところがテーマですから、いかにして防いでいくかというところになるかと思うんですけど、やはり委託契約に問題はなかったのかというところを私としては頭から離れないところでございまして、外部に委託したことで損害賠償を請求、今の責任の追及が難しい、算定が難しいからというところは分かるんですけども、そこで、問題ではないかなと思うところなんです、再発防止のために。

守秘義務違反に対する違約金設定はなかったのか。個人情報の流出を防ぐための契約内容になっていないのは区としては問題ないのでしょうか。

○納税課長 まず、今回の再発防止につきましては、再発防止の中にも記載させていただいていますけれども、監督する立場の方が引き起こしたということをやっぱり深刻に捉えていることから、管理監督する方の上席にある方も、月に1回以上、現場に来て、ちゃんと委託内容の遵守事項を守っているかどうか、そういったことを確認してもらうことによって、今回と同じような事案が発生しないような、そういった取り組みをしているところでございます。

違約金についても、やはり年度途中の解約であったりする場合には、当然、考えられる余地としてはあるんですけども、今回につきましては、先ほど申し上げたとおり、様々な事情を勘案して、契約期間の満了まで業務を継続するという判断に立った観点から、違約金については請求しないという考えでございます。

○内田委員 私が指摘しているところが、結局、その事故を起こした方に対する責任を追及することができないことであつたりとか、雇用状況、労働環境がどうなっていたというのを確認できない状況というのは、先方の会社に委託をしているからであって、という理由でご説明されましたけれども、それはそれで当然分かるんですけども、だとしたら、区として委託する契約の段階で、そういった事故が発生しないように、言うならば、違約金で縛ることができていれば未然に防ぐことができた、言うなれば、委託をしている以上、それ以上の制限を課すことはできないと私は思うんですね。

賠償責任、これを明文化させておくことで対応ができたのではないかなとやはり思うと

ここで、委託契約に問題はなかったんですかというのを何度も聞いているんですけども、中途解約をされる場合に、違約金の設定があったというご説明があったんですけど、そういうことではなくて、こういった事故を起こした場合には費用を払ってもらいますよということで、事前に起きないように、事前にストッパーをかける。先方がそういったことが起きたら、極端な話ですけども、1億円請求しますよと言われてたら、当然、徹底しますよね。というのを相手方に縛るためにも、契約をする事前の段階で定めるべきではなかったのかなと私は思うんですね。それを再発防止策として織り込まなければ、また同じようなことになってしまうのではないかなと思ったんですが、いかがですか。

○納税課長 そもそも委託事業を受ける中で、こういった個人情報の流出というのは、事業者としては、社の信頼、社会的なステータスを傷つけることになるので、当然、社としても最大限配慮しているものだというふうに思います。

あとは、当然、我々がその受託先としてお願いするところとしては、プライバシーマークとか、個人情報の保護をちゃんとやっていますよと、そういったことを銘打っているところでございまして、当然、社としてもそういったところは最大限やっていく、そういった信頼の下に我々としても委託をお願いしているところでございまして、ちょっとこれは言い訳がましくなって申し訳ないんですけども、本来、こういったことは管理職の立場の人が起こすというのはよもや思わないというのが実情でございました。

ですので、そういったことから、再発防止に記載させていただいている様々なことを対応することで、同じことが起こらないようにしたいというところで、日々取り組んでいるところでございます。

○内田委員 はい。私としても、起きたことを責めているという意味も少しだけありますが、でも、それ以上に再発防止策にどうしたらいいかというところに対する意見を述べさせていただいていますので、そこを反映していただければなというふうに思っております。

以上です。

○佐藤会長 他の委員は。ありがとうございました。

では、飯塚委員が先で、その後。

もう一回、皆さん、手を挙げて、順番に。

では、発言をしていない方優先で、1、2、3、4、5の順番で。

○飯塚委員 今の内田委員のご指摘、私もまさに同じことを法律家として考えておりまして、特に再発防止策の中に本当に入れられないのかというのを思っていたんですよ。

今、違約金という言葉を使っていらっしゃったんですけれど、我々はよく本当に民間の契約の場合は、こういうことをやったら損害賠償額の予定と言って、もうこういうことをやったら例えば、それこそ1,000万円払ってもらいますとか、これは実際に損害が出ているか出ていないかは関係なく、事前に決めておけば、その金額を請求できるんですね。

先ほどのお話で、今回は損害額が確定というか、特定できないから、そういう損害賠償ができないというお話がさっきあったんですけど、これ損害賠償額の予定というものをちゃんと委託契約の中に入れておけば、損害の有無に関係なくその金額が請求できます。

逆に、それ以上のものが発生した場合でも、その損害賠償額で決めたものの中にはなってしまうんですけれど、やっぱりそういったものを設けることによって、まさにストッパーとおっしゃっていたと思うんですけど、それは本当に民間の契約であれば通常やられていることだと思うんですね。

確かに委託業者の方からすると、そんなものを設けられることは、逆に信頼されていないんじゃないかみたいなことを思うかもしれないんですけど、でもそれは契約というのはやはりそういうことですので、万が一のことがあった場合にどうしたらいいのかというところを考えるのがやっぱり契約だと思います。

なので、当然、相互信頼関係がある中でやられていることではあるんですけど、やはり私はこれは損害賠償額の予定って、これは設けられないものなのかというのを逆にお聞きしたいですね。

これは民間であれば、みんなやっていることがなぜ区はできていないのか。もしくは、もしできないのであれば、それに代わるものが何かないのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤会長 ちょっと、納税課長、お待ちください。

恐らく今のお話は、当区における業務委託契約全体の中で、こういったようなガバナンスが働いているのかという問題だと思いますので、ちょっと納税課長にお答えいただくよりは、当審議会には副区長もおられるので、ちょっと副区長の方から、一言、まずお答えいただいて、納税問題に関しては補足いただくということをお願いできないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○副区長 全体の契約事項とか標準契約条項とかがありますので、その中で、恐らく、今、飯塚委員がおっしゃった損害賠償予定ということは、一応、標準の中に特に、現在は入っていないと思います。

ただし、今、色々のご議論いただいて、この問題というのは今後も起きる可能性がありますので、そういった意味では、ちょっと委託に関して色々な様々な契約がありますので、どこにどういったものを入れるかというのはちょっと、全庁的な検討が、主に総務部の契約管財を中心に検討を至急させていただきたいかなというふうに思っております。

これまでも、暴力団排除の関係とか、あと、個人情報関係とかという意味で、色々の特記事項で、全庁的にこういうものを守れよと加えてきていますので、今回のこのケースはちょっと一つの契機として、全庁的に考える機会かなとも思っていますので。

いずれにしても損害賠償額の予定等で、標準的に、全庁ルールというのは、こういう契約にはこう入れるというのは今はないものですから、それはちょっと検討させるべきかなというふうに思っています。

○佐藤会長 ありがとうございます。納税課長の方で、本件の契約、あるいは後継契約等に関して追加的にご発言いただくことがあればお願いします。

○納税課長 まず、今回、事業者を募集するに当たりましては、仕様内容について強化処置を図ったところでございます。先ほど少し触れさせていただきましたけれども、例えば個人情報保護に関する研修を受講しているとか、あとは、何か資格、個人情報の保護の認定を受けているという資格もあるようで、そちらの受験とか資格を持っているとか、そういった取り組みをしていることを要件に加えたりとか、そういったことで管理者自らに対して、個人情報に対する意識の高さとかをちゃんと持っていることということも入れさせていただいたところでございます。

先ほどおっしゃった損害賠償額の予定額についても、さっき副区長からもお話をされましたけれども、まさに我々も今回の事案に接することで新たな課題として捉えているところでございましたので、そこは全庁的な中で、我々も情報公開の事案を丁寧に協議することで、再発防止につながる取り組みとしてやっていきたいなというふうに思っているところでございます。

○佐藤会長 飯塚委員、よろしゅうございますか。

○飯塚委員 ありがとうございます。

○佐藤会長 それでは、浅野委員。

○浅野委員 すみません、ちょっと不勉強なんですけど、この執務室というのは、一人で管理者の方が入られていたものでしょうか。

○納税課長 作りとしては、扉があって、ロッカーがあって、ロッカーに私物を入れます。

そうすると、こういうふうに机があつて、一人一人のスペースにも間仕切りがあつて、他の方の横の情報が見られないようになっています。

管理者が一番奥にいて、三、四人オペレーターの方が座れるようになっております。管理者の方が、順次、オペレーターのところとか、何かトラブルになっているような事象があれば管理者が代わって対応したりとか。だから、人数としては4人ぐらい、当日、いたるところでございます。

○浅野委員 この夜間開庁時間内ということでご説明があつたんですけども、その時間内であっても4名の方はいらっしゃった。

○納税課長 はい。

○浅野委員 複数名の目があるにもかかわらず、こういったスマートフォンというものが持ち込まれて動画配信されていたということで、気づけるような構造になっていたのかとか、あとはちょっと私の方で疑問に思いましたのが、この(3)のところ、5の(3)ですね。

12日に通報した視聴者から改めて同様の通報があつたためということで、この通報がなかったら、こういった事態が起きていること自体をどうやって発見したのかなと思ひまして。

ということは、やはりまずはこれを発生させないということに対する歯止めといたしましては、複数名の目があるにもかかわらず私物が持ち込めたという構造的な問題を解決する必要もあると思ひますし、ロッカーに何か物をしまうという、このしまったということをチェックする体制がない以上は、ロッカーが配置されていてもあまり意味がないかなと思ひますし、この再発防止案のところを拝見いたしましても、どちらかというところ、もう一度良心に問いかけるといいますか、人に対しての教育の訓練というところの徹底ということでかなり強調して書かれているんですけども、それよりも、まずは私物を持ち込ませない、流出をさせない、そういった物理的な遮断の方が先かなと、私はちょっと自分の方もかなり守秘義務の高い工場をやっておりますので、思つて、こちらの方を拝見した次第です。

なので、まずこちらの通報した視聴者から改めて同様の通報があつたためという、これがない場合に把握するようなシステムというものがあつたのかどうかというのは少し不安に思つて、伺いたいと思つた次第です。

○納税課長 先ほど説明したとおり、この管理者がこういったことをやっていたというの

は、正直、こちらとしては認知できない状況ではございました。

その理由としては、先ほど申し上げたとおり、一番奥に管理者がいますので、オペレーターの方は間仕切りで自分の執務をやっているというところで、班長が何をやっているかというのは業務中は分かりにくい状況ではございます。

二つ目として、外部からの通報があって気づいたというのは、そのときにこの管理者は通報された方と話をしたようなんですが、通報された方は、その管理者とのやり取りの中で、何か不明瞭な認識というか、回答について不明瞭な様子であったので、この通報された方からは、管理者に対してちゃんと報告してくださいねというようなことを申し上げたというふうに聞いております。

ただ、その後、そういった事実はされていなかったもので、改めて3日後に通報された方が、区に対して、こういった事象があったんですけど知っていますかというような問いかけがあって初めて、我々も事実に接したというところでございます。

したがって、おっしゃるとおり、もし通報がなかったら気づけなかった可能性は高かったのかなというふうに思っているところでございます。

○浅野委員 なるほど。こちらの方では、最終的な視聴者というのが5名であることを確認したということで書かれているんですけども、やはりB社の方から改めて動画の方の配信が上がってしまったということは、今、12日ですね、12月12日に配信がなされて、12月15日までの発覚の間にも、3日間、こちらの方はリアルタイムの配信だけではなく、ずっと残るタイプであった動画なのでしょうか。

○納税課長 こちらについては、ここに記載しているとおり、管理者を配信者といいます。配信者は自分のスマートフォンからはデータを削除したというような話がありますが、そのデジタルデータというのは、A社であったり、もしくはその主張していた方の一部が、要するに保存したというか、記録した可能性はあったのかなというふうに思っているところでございます。

そういったことから、その後、年末年始の期間に、一部加工したものを別のSNSで上げて、そういった事象が発生したことで、個人情報の流出、B社のやつではないというふうに確定していますけれども、板橋の納付案内センターという名前が出ていることで、区の信用失墜につながるような事案があるという認識になっているところでございます。

○浅野委員 なるほど。承知しました。やはり区の方の信用というのも非常に大切なものだとは思いますが、やはり一番懸念すべきは配信されてしまって、自分の名前が

もしくは出されたかもしれないという方の個人情報を守ることが一義だと思しますので、やはり奥側に管理者の方が配置されるようなことであれば、何か向かい合いになって、お互いが何をしているかを把握できるような状態にするなど、物理的に何かを防ぐということをしないう限りは、個人の良心に頼るような形ですと、再発防止策としては少し不十分なのかなというのが私の感想でした。ありがとうございます。

○佐藤会長 それでは、河野委員。

○河野委員 一般の区民の印象というか。

○佐藤会長 区民代表でお願いします。

○河野委員 区民代表で。今のお話を聞いていて、区の方も、議員さんも、皆様が一生懸命こういう事故が起こらないように対策を考え、起こってしまった事故に対して、こういうことをしよう、ああいうことをしようとやっていらっしゃる、区民としてはすごくしっかりやっていらっしゃるなど、そういう意味ではとても安心かなと思うんですけども、今回、本当にそういうことが起こらないように置いていた管理者がやってしまったということで、そういうことを一生懸命やっていた方からしてみれば、ちょっとそこは想定外だったということだし、それが起こらないように置いていた人で、例えばオペレーターのところには持ち込んでいたら、その人から見えるんだけど、その持ち込まないで見ている人のところであったから、まさかそこにいるのが多分あったし、現実問題、オペレーターが持ち込んだら自分がしゃべっているすぐそばだから、物すごく明瞭にしゃべっている個人情報が伝わっちゃったかもしれないけれども、もしかしたら、ちょっと離れているから、そんなに全部ちゃんと個人情報が配信されても聞けなかったかもしれないし、その配信してしまった方も、自分がそこで配信することによって、何か自分の仕事ぶりみたいなのは配信するかもしれないけど、まさか個人情報が漏れるとは思っていなかったから、これは事故なんですよ、きっと。もし思っ、わざと積極的に出したら、もう事件なんではないかなというぐらいの感じなんですけども、こういう事故があったのは本当にびっくりけども、それを防ぐのは難しいなど。

あと、今申し上げたように、きっと配信した方は、これによってそんなに個人情報が漏れるという認識はなかったということなんじゃないでしょうか。

○納税課長 こちらにつきましては、そもそも動画配信をした目的というのが、この配信者、管理者、配信者と言いますけれども、その動画配信アプリを配信することによって得られるポイントが欲しかったということというふうに聞いております。

○河野委員 個人情報を漏らしているという意識はなかったという意味ですか。

○納税課長 音声を切ったつもりだったと。音声がか切れていれば、要するにどこかは分からず、自分が写っている姿だけが見えるというような状況。私もその画像を確認していますが、そういう状況です。音声がなければ分からない。

ただ、音声を聞ける状態だったので、板橋区の納付案内センターという名前が出ていたりだとか、その間、個人の名前が、一部、さっきおっしゃったように聞ける部分もあったかもしれないし、ただ、先ほど言った、視聴者の中には、何を言っているかよく分からなかったとか、そういったことも聞けているので、どこまで分かったかといえば、正直、確認のしようがないんですけども、事象としてはそういうことでございます。

○河野委員 大事な情報を扱っている部署にいるんだという認識がきちんとあって、消したつもりだったということではあるんですね。

○納税課長 はい。

○河野委員 分かりました。そこがどうなんだろうと思っていたので、ありがとうございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、小林委員、その後、続けて実正委員。

○小林委員 ちょっと確認します。さっきちょっと分からなかったのが、この方、3年間板橋で働いていたのかということと、それから、今言ったポイントを獲得するためにということであるならば、過去に何もなかったというふうに、結局、意志を持ってやっているわけですから、過去にはなかったというのは言っているんですけど、なぜ過去には絶対なかったと言えるのかどうかというのが、ちょっとそれだけは確認したいんです。

○納税課長 まず、この管理者の勤務期間については、およそ2年というふうに確認してございます。あと過去の動画配信について、本人の供述によると、専ら自宅とかプライベートの時間を使って動画配信をしていたと。たまたまこの時間にやったというのは、配信、つまりポイントがもらえる期間設定の終わりの期間が近かったので、それに間に合わせるために、やむを得ず業務時間中の時間を使ってやったということが本人の供述から得られたところでございます。

○小林委員 本人の供述だけですから、何とっていいか分かりませんが、一つだけ言いたいのは、やはり区民から見て、区の納税業務そのものが信頼を失墜したということは間違いのないと思うんです。それは大きな損害だと思うんですよね。だから、それは、さっ

き誰かのお話にありましたけども、きちんと損害として補填する必要があるというふうに思います。

以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

実正委員、どうぞ。

○実正委員 私、先ほど浅野委員がおっしゃっていたところ、ちょうど私もそのお話をしたいと思っていたところなのであれなんですけれども、一緒に執務室内にいられた方々、その方々からは何もなく、いわゆる視聴者からの通報で今回は発覚したということなんですけれども、周りにいられた方々への、何か、その日の聴取ですとか、気づかなかったのかとか、そういったことはお調べになられていますでしょうか。

○納税課長 はい。オペレーターの方にも確認しましたがけれども、やはりそういったことが行われるとは認知していなかったというところでございます。

また一方で、今回のことを経験して、仮に、今後同じようなことが起こった場合に、管理者である方がそういうことをやっていたら、なかなか本人に言いにくいとか、そういったことも考えられるのかなと思いますので、そういったことを見聞きした場合には、別のルートで社に対して報告するような、連絡先の記載であったり、そういったことは紙に貼って、もしそういったことがあった場合、こちらに連絡してねということで、オペレーターの方が連絡しやすいような体制も、事件後、既に取り組んでいるところでございます。

○実正委員 そうすると、再発防止策の4番ですか、今またおっしゃっていただいた、この管理者以外の人に通報できる連絡系統の構築というのは、今回、気づいていただけなかったというようなことがあったから、こういう対応策というわけではなくて、そういう可能性もあるだろうなということで、今回、作られたんですか。新しい対応ということ。

○納税課長 はい。そのとおりでございます。

○実正委員 分かりました。それから、この社員の方への、聴取の中で配信消し忘れというお話から、ポイントを獲得するためだったんだというふうな、翻ったという取り方をされますけれど、ということは、それが禁止行為であるということは強く認識があったからこそ、最初の供述、お話ではそうだったのかなというふうに思っていて、今回はもう本当にこの管理者がこういったことをやってしまっているということで、この再発防止の3番ですね、管理者を管理する立場にあるものをまた管理するという、今回は、この事故

が発生する時点では、そういう立場の方の巡回とか、そういうのはどの程度だったんでしょうか。

○納税課長 その点については、あまり会社としては、数か月に一遍とか、それぐらいの頻度であったというのは認識しているところでございます。ただ、今回の事象を通じて、さらに回数を増やすこと、少なくとも毎月1回以上はやってくださいねというところをお願いをして、実際、12月の事故発生後から、実際に1回以上、巡回するようなことはしていただいているところでございます。

○実正委員 分かりました。先ほどの周りの一緒に働いていらっしゃる職員の方が、言いづらいことだけれども、しっかり言うていくことですか、あとは、この監督する立場の人を監督するようにしっかり巡回するんですとか、そういった物理的な対策というか、それが、たとえ管理する立場の方であっても、人でありますので、それをしっかりと遮断する対策が必要であると思うんですが、そういったことをしっかりと行っていくためにも、先ほどおっしゃっていた契約というものが必要になってくるのかなと。それがあるからこそ、物理的な対策を講じて防ぐという流れになるのかなと思いますので、私もその意見を主張したいと思います。

○佐藤会長 ありがとうございます。

高野委員、よろしいですか。

○高野委員 いいですか。私も一般市民としまして、今、お話を伺ってしまして、やはりこの問題はすごく大きな問題で、区の信頼を失うということにもなってしましまして、やはりこの委託業務者とまだ契約し続けているということが、やっぱりすごく不思議だなというか。やはり本当はもう契約を切るべきではないかなと、本当にそれぐらい大きな問題だと思います。

あと、やはり契約の関係で、発生しないと言われていたんですけど、やっぱり本当に損害賠償というのも区は請求するべき問題なのではないかなと思っています。

以上です。

○佐藤会長 はい。ご意見ということでよろしいですか。

副会長は。

○岩隈副会長 大丈夫です。

○佐藤会長 よろしいですか。

私から、最後に1点だけ。今回、結局、A社が情報開示に応じてくれないと。この当該

者が既に退会しているからという、全く理由になっていないと思うんですけども、いずれにしても応じてくれないということから、何がリスクとして残っているかという、実際の視聴者数が何人だったか分かっていない。少なくともB社の別のSNSで動画が上げられているということは、配信された情報を少なくとも1名の方が保存していることは間違いない。その保存された情報の中に少なくとも当区の名称が聞き取れるというところが残っている以上、納税者の方の住所、氏名等々が聞き取れるレベルで記録されているリスクはある。

少なくとも、そうしますと、かなりセンシティブな個人情報が、全く誰だか分からないところにあるということは明らかなわけですね。

このBにアップロードされた方は、自らのリスク回避ということか、あるいは、ある程度、良心的な方が問題の啓発に努めるという観点からか分かりませんが、それは全く分かりませんが、区に対しては特定できるけれども、個人は特定ができない形でアップロードしておられるというところではあるわけですが、少なくとも、この28名の方の観点からしますと、自分について極めてセンシティブな情報が少なくとも誰か分からない人のところにあるという状態がなお継続していて、これは未来永劫、このままだと続くと。

そこで、これはA社とB社に対して委託業者からこれを開示あるいは削除請求ということをして、いずれも断られている。あるいは後者については実現できていないということでもありますけれども、基本的には、この対応というものを改善させるためには、具体的な被害者からの請求というのがあれば動く可能性があるわけで、そうしますと、この28名の中、取り分けこの中でも不安に感じられた方というのがおられて、こういった区民の方にこれ以上のご負担をかけるのは非常に心苦しいというのは私もそう思うのですけれども、被害者の立場において開示請求、あるいは削除請求といったことをやっていただけないかどうか。あるいは、それを区としてサポートできないかどうかということを検討されてはいかがかと思えますけれども、この点、いかがでしょうか。

○納税課長 今いただいたお言葉がまさにそうかなと思いますので、ちょっとどういうやり方が関係者にとって精神的な負担がないか考えながら、ぜひ、これ以上ご負担が、状況が続かないような方策は考えていきたいなというふうに思います。

○佐藤会長 少なくともこのB社に関して言えば、削除請求は今応じてくださっていないわけですが、そのユーザー登録情報から、このオリジナルの動画、これを保存しているのが誰であるかということを経営的には特定はできるわけで、その方との誠実な交渉

によって任意の削除を求めるといったようなことも不可能ではないわけですから、この辺り、区として何が出来るか。

なかなか、いわゆるプロバイダ責任制限法を使って直接開示請求できる案件にちょっと乗らないので、なかなか難しいんですけれども、その辺のところを少し、法的な技術をご検討いただければと思います。

ありがとうございました。私からの質問とお願いを付け加えまして、以上としたいと存じます。

それでは、本件、ここまででよろしゅうございましょうか。

(はい)

○佐藤会長 それでは、報告、以上、承りました。また、ご意見、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、資料5、令和5年度個人情報を取り扱う業務の実施調査報告について、事務局から報告をいただきます。

○区政情報課長 ご報告をいたします。

資料5-1からご覧ください。

令和5年度個人情報を取り扱う外部評価委員会による調査。こちらは、介護保険課及び赤塚福祉事務所を対象としまして実施したものでございます。

1をご覧ください。

対象課は、今言ったとおり。

介護保険課につきましては、調査を令和5年10月26日に、2番目の赤塚福祉事務所につきましては、令和5年12月19日に実施しております。

2をご覧ください。

対象業務と業務選定理由でございます。

(1) 介護保険課の「介護保険に関する業務の一部委託」に関するものです。

こちらを実地調査した理由としましては、介護保険の認定申請に基づいて、介護保険における認定調査を指定居宅介護支援事業者に業務を委託しているものでございますが、令和5年度に介護保険認定調査票（対象者1名分）の調査票が紛失してしまいましたという事故が発生がございまして、紛失事故の再発防止策の実施状況がどのようになっているのかなどを含めて実地調査を行ったというものでございます。

2項目め、赤塚福祉事務所です。

こちらは、生活保護に関する業務に関するものです。

選定の理由としましては、生活保護受給者に係る年金加入有無・期間・履歴等を確認するため、年金事務所への調査に係る業務を資産調査員、こちら会計年度任用職員なんです、に依頼しているという業務についてです。

こちらについては、令和4年度に資産調査員が調査資料を自宅へ持ち帰ってしまい、その状況下で火災に遭いました。個人情報滅失等、事故には至らなかったんですが、個人情報の適正な取り扱いについて改善を要する状況があったと考えまして、現在の実施状況についてを实地に調査をしたという内容でございます。

3番、改善・提案事項。

結論から言うと、特に改善・提案するものはなしということになりました。

後ほど、改めてご説明します。

4番、外部評価委員は、当会副会長の岩隈委員様が委員長、それから、野口委員、斎藤委員様にお願いをしておるものでございます。

3の改善・提案理由。報告するものはなしとなっておりますものですが、報告書の本文の方には、实地調査での指摘内容であるとか、調査中でのご意見などについてもございまして、ご説明したいと思っております。

資料5-2をご覧ください。

こちらの資料5-2のうちの3ページ以降に、介護保険課の实地調査の結果を整理しております。

さらにおめぐりいただきまして、4ページでございます。

(3) 外部委託・指定管理に係る措置についてのところです。

①の外部委託についてです。

3行目の最後のところです。調査時に使用する下書き用の白紙というのを使用しております。その認定調査票に関して、調査時において調査員が個人情報を記入してしまう可能性が考慮されておらず、係る認定調査票の保護措置として十分とは言えない。

このような形で調査票を一つ一つを見ながら、实地に調査をしていた内容のものでございますが、このような調査票の扱いについてご指摘がございまして。

实地に事務室を調査しながら、これらについての対応については、5ページ、3にまとめておるものでございます。

報告に添えて提出する意見。

(2)、(3)が該当する。

調査時の注意喚起について、「訪問時の個人情報業務の取扱い（保護措置）」及び「認定調査票の記入方法」を明確に定めるなどの対応をされたい。

手順を含めての統一的な取扱いについての指摘でございます。

(3) 調査票提出名簿を活用し、受領した調査票と処理した調査票の件数を確認するなど、執務室内における書類の紛失事故防止に努める。このような指摘をいただいております。

このことについて、いずれもご指摘を受けまして、介護保険課では改善を図りまして、いずれについても対応して、今も執行しておるというものでございます。

続いて、6ページをご覧ください。

こちらからは赤塚福祉事務所の調査結果を取りまとめておるものでございますが、ページを進めて、7ページの⑥をご覧ください。

こちらでは、先ほど少しご説明しました個人情報の外部への持出しについての指摘がございます。

(ア)資産調査員が個人情報を自宅に持ち帰り、自宅から直接調査先へ出張することを可としていた運用を止め、個人情報を持ち出す際は、職場から調査先へ、調査先から職場へ持ち帰るといった運用に改められている。

ここは既に改めて運用するようになったということでもあります。

(イ)個人情報持ち出し管理簿において、持出書類及び持出枚数を記載するとともに、持ち帰るべき書類とその枚数を記載の上管理しているものの、持ち帰った枚数に年金事務所で受領した書類の枚数を合算して記載しているため、本来、持ち帰るべき書類の枚数が不明瞭であるというご指摘をいただきました。

おめくりください。

8ページ目に、介護保険課と同じように、3番に報告に添えて提出する意見として整理をしておるものでございます。

(2)でございます。個人情報持ち出し管理簿について、持出書類及び持出枚数、要は持ち帰るべき枚数、持ち帰った枚数、年金事務所からの受領枚数を明確に分け、持ち出しにおける書類の紛失事故防止に努めることというふうなご意見をいただきまして、これらの記録簿の方を改めまして運用を図っておるものでございます。

その他、報告につきましては、後ほどご確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

この外部評価委員会による、ざっとこの報告につきましては、その制度立ち上げから長く委員長を務めてくださっておられた先生が、昨年、急逝されるということでございまして、それを受けて、当審議会から委員に加わっていただいております岩隈委員が委員長職を引き継ぐという形で、今回の報告をいただいております。

岩隈委員の方から補足的に、何かご報告いただくことがあれば、お願いいたします。

○岩隈副会長 今、指摘内容については、課長が詳細に報告いただいたので、概念上といえますか、先ほど納税課の方での事件とちょっと考え方を合わせてみた方がいいかなと思って、簡単にするつもりで用意してきたんです。

最初、ちょっと外部評価委員ですけど、今、前委員長が急逝されたということで、説明があったんですが、これまで前委員はコンピューターネットワークとかに詳しい、デザイン事務所の経営者の方とかもおやりになっていたんですが、亡くなられて、私は憲法や行政の専門ですが、あと野口公認会計士、それから、新しく加わった斎藤委員、大学教授ですけども、企業の経営情報システムを専門にされている方で、それぞれの専門から各部署を拝見させていただくということを毎年やっているところでございます。

今回、介護保険課と赤塚福祉事務所、2か所、実地調査をしました。

ここもう数年は、前年度までに実際にトラブルが発生した部署を拝見するということが多くなってきております。

ただ、今の納税課もそうだったんですけども、私、他の自治体でも似たような業務をやっているんですが、板橋区の庁内の個人情報保護の各業務部門でやっている意識レベルというのはかなり高いというふうには考えております。

報告書の担当員はそのように思っているんですけども、一方で、ここ数年、昨年も、一昨年もそうだったんですけども、ほぼ委託事業者の業務の中から個人情報の漏えい事件が起きているということでございます。

今回の介護保険課について、委託事業者の、介護事業者の、たしか看護師さんの資格を持っている方だったと思うんですけど、紛失と書いてあるんですが、実際にはちょっとその看護師さんが忙し過ぎて、該当文書を作成できていなかったかもしれない。ただ、分からないんですよ。分からなくて、庁内でなくなったのか、そもそも作成されていないまま時間が過ぎていっちゃったので、気がついたらその帳票がないので困ったなということに

なって、結局、見つかっていないんです。そういうケースですね。

もう一つの赤塚福祉事務所ですね。こちらは事故というよりは、実際には事故には至っていないと言ってもいいぐらいなんですけど、この資産調査員（会計年度任用職員）の方、この方は社会保険労務士の方で、どういう仕事をなさっているかという、生活保護をこれから受給しようとする人についての資格状況について、当区とは別の法人である年金事務所から、今の条件は、例えば複数受給になっていないとか、あるいは収入が十分ないということを証明するために、年金事務所に色々と確認をする書類を受け取って、それを専門家の観点から分析して、最終的に区で生活保護をするかどうか判断するところに提出する、そういう役割の方ですので、この方がその調査のために年金事務所に持って行って、年金事務所の方と見ながら、さらに年金事務所の情報をもろうというために使う資料を、1回持ち帰って、翌日、年金事務所に行こうと思っていたんですけど、そのとき、その持って帰った晩に火災がご自宅で起きて、書類は無事だったんですけど、ご本人が亡くなられたというケース。

ご家族が、こんなのがありましたといって連絡してくれたケースだったんですね。なんですけど、やはりこれは焼失したかもしれないし、そもそもこれはどこから出て、どこでなくなったのか分からないという状態になるかもしれないという、そういうケースだったんですね。

いずれも、当区が持っていた個人情報に関する帳票が外部委託事業者、特に今回専門家だったんですけども、外に出て行ったり、外で作成してもらったりするものと、庁内に戻ってくるというところで問題が発生したり、区としてみればひやっとする事例が発生したということなんですね。

今回の実地調査では、そういった帳票類が確実に作成されていて、それが、いつ、用がなくなったら、既定の保存年限を経てシュレッダーをかけるとか、事業者に溶解処理をしてもらうとか、そのライフサイクルがあるんですよ、それらの個人情報の帳票には。

その中で、一体、今、その情報たちがどういうステータスにあるのかということが、間が分からなくなるということが問題なんだよねということが今回のテーマであったわけですね。そういった観点から、この実地調査ができるのは、庁内の各部門の管理方法ですので、そういう意味では、先ほど申し上げたとおり、庁内の各部門ではかなり、この制度が始まって以後、個人情報についての意識が高く、色んな保護措置はできているんですけど、今度は保護の、例えばちゃんと鍵のかかるところに入っているとか、ちゃんとパスワード

をチェックするとかというレベルももちろん見るんですけど、大体それはできている。

あとは、そのフローですね。その中で、どこに行ったか分からないとか、抜け落ちとかがあったときに確認ができない。あと、外部に出たときに、返ってくるはずのものが返ってきているかどうか。渡すはずのものが先方に行っているかどうかというようなことを確認するというプロセスに注目したということで報告書を書いております。

2部署とも、昨年、こういった事故があったということで、当然、従前よりも引き締めて対応されていたところではあるんですけども、やっぱり細かいところを見ると、今回指摘したところも、やっぱり情報のフローの部分で、この帳票はちゃんと適切に保存していますよということだったんですけど、本来その帳票の枠の中に書かれるはずじゃない情報がメモされている、そこにメモされていて、運用があつたりしたわけですよ。

そういうことについては、それが書かれるということも念頭に置いて、保存とか、次のときに回すときには注意が必要ですねというような、そういったことをご指摘したということでした。

先ほどの火災の件については、非常に単純ですけども、ご面倒でもお持ち帰りいただかないで、つまり書類を持ったまま帰宅されなくて、翌日、早朝に行く場合であっても、会計年度任用職員の方にちゃんと、朝、登庁してもらって、必要なものを受け取って、年金事務所に行って、帰ってきたら返してもらおうということにするという案を、一個一個は非常に単純なことではあるんですが、こういったことの積み重ねで、より当区の個人情報保護の実を上げていくことができるといふふうには考えるところでございます。

先ほどの納税課も、外部事業者の、しかも責任ある方がかなり問題のある形で関わっているということではあるんですが、そういった外部の専門家、あるいは外部の事業者の関わる業務での個人情報の漏えいであつたり、紛失であつたり、ヒヤリハット事例が当区で頻発しているということが言えますので、今後もその辺に注視して、あと、今、当区の各部門はよくやっているという言い方をしたんですけども、そこも気を緩めずに過ごしていただければというふうに考えているところです。

以上です。

○佐藤会長 どうも、補足ありがとうございました。

ただいまの補足を含めまして、本件、ご質問、ご意見等ございましたら承ります。

よろしいですか。

○おばた委員 では、すみません。

○佐藤会長 どうぞ。

○おばた委員 せっかくですから。ありがとうございます。そもそもなんですけれども、まだ、要するに両方とも、この紙ベースでの運用がなされているということで、こういったリスクがあるのかなというふうに思ったんですけれども、ちょっと当該のこの報告書とはずれるかもしれませんが、デジタル化というところも、当然、考慮すべきところのかなというふうに思いますが、ご質問で、誰が答弁なのか分かりませんが。

○佐藤会長 この辺りはIT推進課長ですよ。

○岩隈副会長 よろしいですか。

○佐藤会長 どうぞ。

○岩隈副会長 外部評価委員としては、一番最初に電子化できないんですかという話をやっぱりするんですよ。まず費用面の問題が大きいということはよく分かります。

あと、今回、2件とも福祉関係の部署でございまして、窓口に来て、その場で、一言一言、高齢者とか、障害者の方もいて、色々と確認しながら帳票を作成する。

帳票も手書きじゃないと作成できない要保護者の方というのがかなりいらっしゃるということは、現場のヒアリングで分かっております。

個人的には、介護とか、福祉、あと保健の分野というのは、本当はきちんと、区だけではなくて、国が力を入れてDX化を図ると、情報化に向いている、条件もきちんと決まっていて、基準も決まっていて、届けるべきサービスもちゃんと種類が決められているので、本当はDX化に向いている分野だと思うんですが、それが国の制度も追いついていないところがありますし、あと、それを区で全部いきなり電子化するというと相当な費用がかかるというようなこともありますので、あとは福祉という仕事の性質上、まだ要保護者がITに親しんでいないというような、色んな事情があるんだなということは現場で伺って、なるほどなど、難しいなと思っているのですが、今、おばた委員がおっしゃったように、大きな方針としては電子帳票化していくということが一番リスクを減らしていくということでは間違いないと思っています。

毎年、やっぱり今年も無理ですかみたいなことを冒頭に言ってから細かい議論に入るといような形をしているところですが、その辺は、細かい意見はIT推進課長に伺いたいのですが、むしろ副区長、今意見を求めているのではなくて、色々可能であればご配慮をいただければと思っているところです。

私からは以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

I T 推進課長。

○I T 推進課長 I T 推進課長です。

ちょっと所管から離れてしまう部分がありますので、一般的な状況のご説明になりますけれども、例えば今回ケースに上がっています、2の(1)の介護保険課の認定調査については、事業者から自治体に対して、今回のような理解をしていますけれども、提出する書類ということになります。

ここの部分に関しては、介護事業者の企業からは、各自治体に対する提出物が色々異なるということ。あと、紙でやらないといけないなどというところが課題として挙がってまして、厚生労働省もそちらについては課題認識をしてございます。デジタル化を進めていくということは、既に報道がされている。

区における進ちょく状況もあり、申し訳ございません、介護保険側の状況まで今私は把握してございませんけれども、国とかはそういった課題認識、デジタル化の認識はあるということでございます。

二つ目の年金の部分なんですけれども、今回の場合は、個人の方の年金の状況、年金が本当に受けられるのかどうかであるとか、取りっぱぐれという言い方はおかしいんですけども、請求していない部分がないかどうかということを確認するという調査というふうに認識しています。

ここの部分に関しては、国民年金番号が統一されたのが、ちょっと年度は忘れましたが、年代的にはちょうど、多分、私が45ですけれども、大体それぐらいの年代から国民年金番号が統一されたような記憶があります。

現状、年金を受給できる資格がある方については、それよりも上の世代の方ということで、企業を辞退するごとに年金番号が切り替わっていた世代の可能性が高くて、なかなかそこを名寄せというのが難しい部分がまだ存在しているのかなと。

なので、こういった情報については個別に、この紙を用いたか否かということは別として、多分、年金事務所に照会をかけざるを得ない。デジタルで全て通貫できるかということ、まだ微妙な部分があるのかなと認識しています。

○佐藤会長 ありがとうございます。

他はいかがでございましょうか。よろしいですか。

(はい)

○佐藤会長 それでは、本件につきましては、報告事項でございますので、承ったということ  
ことで終わりたいと思います。

岩隈委員、ありがとうございました。

報告事項が最後になります。情報公開及び個人情報保護審査会の答申について、事務局  
から報告をお願いいたします。

○区政情報課長 ご説明いたします。こちら、最後の項目でございますが、審査会の答申  
が2点でございます。

まず、資料6-1、自己情報等開示等請求に対する審査請求に係る情報公開及び個人情  
報保護審査会の答申について、資料に基づきご報告をさせていただきます。

件名のところをご覧ください。

1、目標管理シート。

2、「令和2年度係長職昇任能力実証の資料」の自己情報等開示等請求。

こちら、職員から出されたものでございます。

令和4年4月25日付、板橋区長が行った自己情報等記録不存在決定処分に対する審査  
請求でございます。

この二つの人事評価に関する資料なんですが、こちらについて、処分の理由として、2  
番をご覧ください。

1、人事課において、請求人の目標管理シートを保有していないということ。

2、請求内容資料に請求人の記録情報は存在しないという理由から、記録不存在決定を  
処分としてしたものでございます。

これに対して、3、審査請求の内容です。

(1) 本件処分を取り消してくれという裁決を求めるといふものです。

それから、(2)、最後のところをご覧ください。

人事課以外の部署においても請求文書の存否を調査し直した上で、「全部署による回答  
として」の裁決を求めるといふもの。

それから、(3)は、人事課が調査を怠ったこと及び請求書の一部を審査請求人に誘導  
的に記入させたということについての謝罪を求めたといふものが審査請求人からの請求で  
ございました。

この審査請求を踏まえて、4番をご覧ください。

審査経過としては、令和4年12月16日に諮問を受け、審査を行った次第です。

5、審査会の結論及び理由でございます。

結論としましては、処分庁の審査請求人に対して行った自己情報等開示等請求に対する本件処分とした判断は妥当であり、それを維持するとしております。

おめくりください。

この後、理由が繋がっているところなのですが、2ページ、3ページ、5項目にわたって整理をしております。

こちらは評価に対する文書、対象文書についての定義をしまして、不存在決定の判断などについてをお示ししたという経過をまとめております。

こちらでは、決定内容についてご説明したいと思います。

3ページの6をご覧ください。

審査請求に対する決定でございます。

板橋区長は上記答申を受け、本件審査請求のうち、本件処分の取消または変更を求める部分を棄却し、その余の請求を却下するとして、令和5年12月13日付で審査請求人に通知をしておるものでございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。当審議会とは別に、条例に基づきます自己情報開示請求等につきまして不服がある者については審査請求を求めることができるということで、それを第三者的に取り扱う審査会があるわけですけれども、そちらの決定について、答申に書いてご報告いただくということを慣行としております。

この慣行の趣旨は、当審議会は、簡単に言うと、制度メンテナンス全般についての役割を担っているということになりますので、具体的な事件、係争から学んだことに基づいて、条例改正のご提案ですとか、あるいは施策一般についての提案というものが必要であればそれを行うということでございまして、個別の答申そのものについて、当、不当を当審議会で再審査を行うと。言い換えますと、高等裁判所の役割を担うということを目的としておりませんので、まず、その点を説明させていただいた上で、ご質問、ご意見等あれば承りたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

(はい)

○佐藤会長 私も、特段、先ほど申し上げた趣旨で、本件をきっかけとして、条例改正あるいは政策決定について何らかの審議会の審議を述べるべき要素が含まれているとは、現時点では判断しておりませんので、これにつきましては報告を承ったということで留めた

いと思います。

では、もう1件の報告をお願いいたします。

○区政情報課長 続きまして、資料6-2、自己情報等開示等請求に対する審査請求に係る情報公開及び個人情報保護審査会の答申についてに基づき、ご報告をさせていただきます。

資料6-2でございます。

こちらは、1、件名でございます。

新型コロナウイルス感染症の聞き取り票及び別記様式相談記録の自己情報等開示等請求に関し、令和3年12月27日付で板橋区長が行った自己情報等部分開示決定処分に対する審査請求でございます。

こちらは、次の理由で処分をしております。

開示することによって、第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるため、東京都板橋区個人情報保護条例第19条第4項第4号に基づいて、部分開示決定処分をしたものでございます。

審査請求の内容でございます。

これについて、審査請求被承継人に対する長男の新型コロナウイルス感染症聞き取り票及び別記様式相談記録に関する自己情報等の非開示に関する処分を取り消すとの裁決を求める。部分開示決定を取り消してくれというものが審査請求でございました。

これを受けて、審査会は、令和4年4月13日付補正書によって補正された本件審査請求について、令和5年5月16日に諮問を受けて審査を行いました。

下の結論からご説明します。

5番です。処分庁が審査請求人に対して行った自己情報等開示等請求に対する本件処分とした判断は妥当であり、これを維持するというものです。

理由について、簡潔にご説明したいと思います。

審査の対象となった、(2)開示された文書についてです。

審査請求人は、「体調確認」とともに開示された「相談記録」、これは感染した方に対しての相談の記録を記したものなのですが、こちらが8月22日及び23日のみであることから、それ以前の「相談記録」もあるのではないかと、存在するはずであり、これらの開示も請求したが、処分庁は、これらの文書は存在しないとしておるものです。

(3)氏名の黒塗り。

審査請求人は、「聞き取り票」「体調確認」及び「相談記録」中の記録担当者名の一部を黒塗りとしたことは不当だと、全て開示すべきであるとの主張がございました。

これに対して、処分庁は、黒塗りした人物は個人情報保護条例第19条第4項第4号に規定する「第三者」に該当するため、非開示とした旨を主張したものでございます。

審査結果といたしましては、(2)の途中からご説明します。「審査会は」のところですね。

通常は「体調確認」のみ記録し、「相談記録」は、紙幅、紙のスペースの関係で「体調確認」に書き切れなかった場合にのみ作成されるとの説明があり、このことについて特に不自然な点はないと判断しまして、8月22日及び23日以外の「相談記録」は存在しないとの結論に至ったものです。

続いて、(3)のところです。

氏名の黒塗りについてです。審査会は、「第三者」について、以下のとおり確認した。

すなわち、①開示請求をした個人（その子を含む）以外の全ての個人、法人及びその他の団体が「第三者」に該当すること、②処分庁の正規職員及び派遣会社などから処分庁に派遣された者も「第三者」に該当すること、③ただし、処分庁の正規職員に関しては、「起案用紙に記載される起案者や通知文書等に記載される担当者の所属、氏名などのように職務執行に直接関わる情報は「個人に関する情報」にはあたらない」としており、これにのっとり、「聞き取り票」等の正規職員氏名を黒塗りせずに開示したものであること。

区の正規職員については、黒塗りしないで開示した。

審査請求人は、これに加えて、今回黒塗りしたのは派遣会社等の担当者なんですが、これについても、区に委嘱されておるから正規職員と同じだという主張がございました。

これについては、自らの氏名が公表されることを事前に認識していない派遣担当者の利益を守るというところで、拡大解釈的な運用は避けるべきであるとの判断から、黒塗りについても示したものです。

決定の中身です。6番をご覧ください。

板橋区長は上記答申を受け、補正書によって補正された本件審査請求を棄却するとして、令和6年1月12日付で審査請求人に対して既に通知をしたものでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。本件、いかがでございましょうか。

どうぞ、小林委員。

○小林委員 氏名の開示請求のところ、やはり黒塗りにならざるを得なかったというところは、派遣会社の方ということですね。それは事前のコロナの中で人の手も足りない中で、派遣の専門家に頼んで、医療の現場に立ち会ってもらっているというのが、やむを得ない事情なのかもしれませんが、先ほどの契約の問題とも関わりますけれども、そういうリスクをどういうふうに見ておくかということは、今回の件で少し検討してもらいたいなと思ったところです。

○佐藤会長 ありがとうございます。ただいまのご指摘、審査会の方も傾聴に値するものの、現状においては慎重にならざるを得ないという、こういう言い回しでございますので、この辺りは現行の条例改正等が必要というよりも、委託契約、あるいは発注といったところで、どういった考え方を取るべきかということでございますので、ただいまのご発言があったことを議事録に留め、また、事務局の皆さん、あるいは副区長、教育長も委員として加わっておられますので、そのような指摘があったということをしかるべき庁内の会議なりでご検討いただければと思います。ありがとうございました。

他、よろしゅうございますか。

(はい)

○佐藤会長 それでは、本件報告事項も以上でございます。本件の議題は以上をもちまして全て終了いたしましたので、閉会といたします。

では、事務局にお返しいたします。

○区政情報課長 長時間にわたり、ありがとうございました。今年度の審議会は今回で終了となります。次回審議会は、来年度、令和6年7月9日火曜日、午前9時30分からを予定しております。委員の皆様には改めて近くなりましたら、ご通知を差し上げます。

それでは、本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

午後4時20分 閉会